

平成二十七年県議会九月定例会

自民改革会議

一般質問 東堂 陽一

私は、自民改革会議所属議員として、県政の諸課題について一括質問方式にて、知事及び関係部局長並びに教育長にお伺い致します。

質問に入ります前に、先の台風十八号、そして関東・東北豪雨で被災されました皆様にお見舞いを申し上げ、犠牲となられました

方々のご冥福をお祈り申し上げます。また、自らの危険も顧みず、懸命の救援活動を行った、自衛隊、警察、消防、そして関係各位に心からの敬意を表する次第です。被災された皆様が一刻も早く元の生活に戻られることを祈念いたします。

それでは質問に入ります。

① 先ずはじめに、志太榛原・中東遠地域の地

方創生について伺います。

総合戦略の議論が活発になっている中、私の地元掛川市は、志太榛原・中東遠という地域圏で括られています。

住居と勤務地や学校の関係から通勤・通学などで行き来する人もいるとは思いますが、志太榛原と中東遠では、生活圏が異なっているのではないかと考えています。

歴史的に見ても、そもそも二つのエリアは駿河国（するがのくに）と遠江国（とうとう

みのくに)に分かれていたところであり、「静岡県」として一つの県に合併する以前には、大井川以西は浜松県でありました。

こういった歴史的経緯や、東海道の三大難所の一つとされる小夜の中山や大井川という地理的な制約等により文化も異なるのではないかと感じています。

さらには、産業面でも、輸送機器関連や電子部品関連が中心の磐田市や水産業の盛んな焼津市、茶処の牧之原市や島田市、川根本町、

掛川市、県下有数の穀倉地帯である袋井市など、非常にバラエティに富んだ地域であります。

一方で、この地域には、本県の空の玄関口である富士山静岡空港が存在し、東名・新東名高速道路、国道1号バイパスといった交通ネットワークに加え御前崎港もあり、陸・海・空の交通基盤が充実した、一体的な地域として大いに発展が期待される地域でもあります。

生活圏と文化が一見異なる志太榛原地域と

中東遠地域ではありませんが、将来性豊かなこの地域の地方創生をどのように図っていこうと考えているのか、県の所見を伺います。

②次に、富士山静岡空港旅客ターミナルビルの改修・増築工事について伺います。

県は、平成二十六年五月に富士山静岡空港旅客ターミナルビル等改修・増築工事設計業務公募型プロポーザル参加希望者募集の公告を行いました。その募集要項の中で、予定

工事費を**三十三億円**程度と示しました。

公開プレゼンテーションなどを経た選考の結果、坂茂建築設計・日本空港コンサルタンツJVを最優秀者と特定し、平成二十六年十月、同JVと委託契約を締結し、現在、設計業務が進行中であると伺っています。

公表された採用案は、大胆で意欲的な提案と評されていますが、一部報道によれば、設計業務を進めていく中で、当初に示された**十三億円**を大きく上回る**工事費**が見込まれる

状況であるとのことでした。

先に行われた富士山世界遺産センター建設工事において、入札不調があったところですが、設計業者は同じ坂茂建築設計であることから、工事費の増大が大いに危惧されます。

そこで、空港旅客ターミナルビルの改修・

増築工事について、県がプロポーザル提案を

求めた際の基本的な考え方や、設計業務にお

ける現在の工事費の見通しについて伺います。

③次に、水環境保全のための浄化槽の維持管

理について伺います。

本県では、浄化槽法第十一条に基づく法定検査の実施率が低迷していることから、浄化槽を使用している方には、法定検査を受けるよう、県や関係機関からダイレクトメールや電話による連絡が届いています。

浄化槽使用者には、浄化槽法に基づき、第十条の規定による保守点検及び清掃が、又、第十一条の規定による法定検査が義務付けられています。

そのため、家庭用浄化槽であっても、四ヶ月に一回の保守点検に加え、年一回の清掃と法定検査を行うこととなりますが、浄化槽使用者は、有料でこれらの点検、清掃、検査を実施することになります。

これらの点検、清掃、検査の適切な実施は、私たちの快適な水環境を守るためには必要不可欠なものと考えます。

しかしながら、冒頭に述べたとおり、法定検査の実施率は低迷しており、この原因の一

つに、保守点検と法定検査において重複している項目があり、過剰な負担を浄化槽使用者に求めていることがあるのではないかと感じて
います。

実際、負担感を抱く県民のこえが私にも寄せられていきます。

浄化槽使用者の負担感から法定検査が実施されず、河川等の水質が悪化するならば、本末転倒と私は考えます。

このような浄化槽使用者の負担感の解消を

図ることは一つの対策であります。この点も踏まえ、県は、浄化槽の維持管理について、水環境の保全の観点からどのように取り組んでいくのか伺います。

④次に、東遠地域の農業用水施設の整備について伺います。

本県を代表する水田地帯である東遠地域は、

実りの秋を迎え、黄金色の稲穂が水田一面に
広がる美しい農村風景を見せています。

この風景は先人の御労苦によって大井川か
ら牧之原台地を越えて導かれた用水の賜物で
あり、この資産を受け継いでいくことが我々
の責務であります。

平成十一年度からは、国営大井川用水農業
水利事業により、基幹的農業用水施設の更新
整備が進められてきました。完了間近とな
った今、東遠地域全体への農業用水の安定供

給の実現により、地域農業の更なる発展が期待されているところでもあります。

私の地元であります掛川市家代では、平成の初めの頃、県営ほ場整備事業により三反区画に水田が整備され、機械化による効率的な農業に取り組んでいます。水に恵まれず、農業用水の水源は先人が築き上げたため池の水に頼らざるを得ず、天候に左右される不安定な農業経営を強いられてきました。今回の国営事業により新たに大井川用水が供給され

ることとなり、皆大変喜んでいるところであります。

一方で、国営施設より先の県営事業等により整備された用水路は、古いものでは完了後三十年以上を経過し、現在では老朽化による漏水への対応などの管理の負担が増加しています。また、末端の開水路の区間では、個々のほ場へ水を配るための土のうを積んだり、取水口の堰板の上げ下げなどの手間が非常にかかります。

こうしたことから私は、今後、農業者の高
齢化や後継者不足が進むことに伴って、水管
理が行き届かず、せっかく整備された水田が
有効に活用されなくなるのではないかと危惧
しているところでもあります。

県ではこれまでも既設水路の改修や補修な
どを順次進めているところではありますが、
今後は、更に用水が有効に利用され、担い手
農家が安定した農業経営を継続できる将来ビ
ジョンを描けるような対策が必要であると考

えます。

そこで、県は、東遠地域の農業用水施設の整備に、どのように取り組んでいくのか伺うところであります。

⑤次に、お茶の振興策について伺います。

今年は、新茶の時期から、各種のテレビ番組でお茶が取り上げられる機会が多く、本県の特長ある「白葉茶」や、水出し緑茶の淹れ方や効能、お洒落なガラス容器などが紹介さ

れ、その反響は大きく、消費者へのPRにつながったと思います。

しかし、現在のところ、お茶の取引価格の上昇はみられず、お茶の生産現場の厳しい状況は続いており、担い手は経営の継続に不安を感じています。このままでは、県内の数ある茶の産地の将来も心配です。

この状況を打開していくためには、生産、販売、様々な面から対策を打っていく必要があります。ただ、作っていれば良いのではありません。

く、消費者の求める付加価値を高めたお茶作りを進めなければなりません。

茶価が低迷する中でも 被覆栽培したお茶は有利に取引されていると聞いています。お茶に甘みや旨み、きれいな色あいを出すための被覆技術を生産現場に広め、生産者が取組んでいくのも方策です。国内外で需要が伸びている抹茶向けのお茶も被覆資材による遮光が必要であり、被覆作業は手間や経費が掛かりますが、これが、今後の静岡茶の振興の

一つのポイントになるのではないかと思われる
ます。

また、お茶を単純に売ることだけを考える
のではなく、茶園の美しい景観など、地域の
資源を生かし、多くの人に訪れてもらい、そ
れを茶業の活性化につなげることも重要です。

掛川市東山では、茶草場農法が世界農業遺
産に認定されたことが追い風となって来訪者
が増え、交流が生まれ、お茶や農産加工品の
販売にもつながっています。販売施設「東山

いっぶく処」の存在も大きいですが、ガイドツアーやハイキングコースが設けられるなど、ソフト面の取り組みも進んでいます。県内の他の地域においても、地元では当たり前である茶園のある景観などの様々な資源を生かし、人を呼び入れる取り組みを進めることにより、地域づくりや茶業振興につながる可能性があるのであります。

そこで、県は、付加価値を高める茶作りや、地域資源を生かした茶業振興をどのように進

めていくのか伺います。

⑥次に、在宅重症心身障害児・者への福祉サ

ービスの充実について伺います。

県は、障害のある方が、住み慣れた地域で豊かに安心して暮らすことのできる社会の実現を目指し、平成二十五年に「ふじのくに障害者しあわせプラン」を策定し、施策を推進しております。

そして、本年三月には、「第4期静岡県障害

福祉計画」を策定し、平成二十七年度から二十九年までの障害福祉サービスの利用量を
見込むとともに、障害保健福祉圏域ごとに計
画的に施設整備を進めていくなど、障害のあ
る方が必要とするサービスが提供されるよう
取り組んでいくとしています。

こうした中、在宅で暮らす、医療的ケアが
必要な重症心身障害児の親御さんからは、身
近な地域で利用できる施設が足りないという
声を耳にします。

また、親が病気で介護できないときに利用できるショートステイを実施して欲しい、児童へのサービスだけでなく、特別支援学校を卒業した後の日中活動の場を確保して欲しい、といった要望も受けます。

重症心身障害児・者と暮らす御家族は、日々家庭で介護に頑張っておりますので、一時的な休息にもなるショートステイは、在宅生活を支援する重要なサービスだと考えますが、県内において障害者総合支援法に基づく指定

を受け、医療的ケアに対応する短期入所事業所は一〇施設で、数が限られ、地域的な偏在も見られるのが現状であります。

また、同じ世代の友達と時間をともにしていた学校を卒業した後、引き続き社会と関わる場は欠かせませんが、県内に二〇〇余りある生活介護事業所のうち、重症心身障害者が利用できる施設は限られています。

重症心身障害児・者が身近なところでサービスの利用が可能となるためには、少しでも

多くの施設でサービスが提供されることが重要であります。また、新たに施設を整備する場合には、ある程度の時間が必要となり、整備には、掛かる資金なども考慮しなければなりません。そこで、既存施設を活用するなどして、受入れ施設を増やしていく取り組みが必要と考えます。

そこで、こうしたことを踏まえ、県は、在

宅で暮らす重症心身障害児・者に福祉サービ

スを提供する施設の充実に向けて、どのよう

に取り組んでいくのか伺います。

⑦次に、教員の多忙化解消の取り組みについてのうち、取り組みの成果について伺います。

平成二十六年六月に発表された、中学校等の教員を対象としたOECD国際教員指導環境調査によると、日本の教員の一週間あたりの勤務時間は五十三・九時間と参加国平均の三十八・三時間を大きく上回り参加国最長であります。特にスポーツや文化活動などの課

外活動の指導時間が参加国平均二・一時間に
対して、日本は七・七時間と特に長く、事務
業務も参加国平均二・九時間に対して日本は
五・五時間であり、教員の多忙化が指摘され
て久しいところです。

教員は時間外手当が支給されないにも拘ら
ず、自分のことはさておいても、子ども達
のために、つつい自分の時間を割いてしま
うとも伺っています。

この様な中、文部科学省が本年七月に示し

た学校現場における業務改善のためのガイドラインにおいては、国や教育委員会からの調査やアンケートへの対応が、学校現場における教職員の負担感が最も高いものとして示されています。教育に関する時間ならまだしも、調査やアンケートが教員を多忙にしているとすれば、これは問題であります。

そこで、まず、県教育委員会の多忙化解消への取り組みとその成果について伺います。

⑧次に、運動部活動における教員の負担軽減

について伺います。

運動部活動は生徒の健全育成に大きく貢献するものであるとともに、生徒の将来にとっても大変貴重な経験となっていることは周知の事実であります。本県でも中学生では七十％、高校生では四十七％が運動部に加入し、熱心に活動しているところですよ。

しかし、学校現場では、専門的な指導ができる教員が不足し、経験のない種目の指導を

担当することにより指導に自信が持てずに負担感を抱いている教員や、平日の指導に加えて土日にも試合が行われ、大きな疲労感を覚えていている教員がいます。

県教育委員会では、学校に外部指導者を派遣することによる部活動指導の支援や、研修会の実施による顧問の指導力の向上を図るなど、一定の効果をあげていると伺っています。が、多忙感を抱える教員の負担を軽減するには十分とは言えないのではないのでしょうか。

先日の総合教育会議において、磐田市が地域や大学等と連携して地域スポーツクラブを設置し、中学生や高校生のスポーツ活動を支援するという取り組みについて検討されました。運動部活動の課題を改善する上で、大きな期待を持てるものであり、今後、県内に拡大していくことが望まれると考えます。

このように、効果的に外部指導者の活用を図るとともに、運動部活動を学校だけで行うのではなく、地域のスポーツクラブ等と連携

し、外部で活動できるような体制を整備すること
ことが、教員の運動部活動指導の負担軽減や
生徒のスポーツ活動の支援に繋がることと考
えます。

そこで、運動部活動における教員の負担軽
減について、更なる取り組みが必要と考えま
すが、教育長の所見を伺います。

以上、答弁を求めます。